

<地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、消費税率が平成26年度4月より5%から8%に、令和元年度10月より8%から10%に引き上げられました。
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

令和4年度予算 地方消費税交付金(社会保障分)	
見込み	1,376,500千円

<<社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費>> (単位:千円)

	項目		予算額	一般財源	
	款	内容		引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	4,566,535	286,756	1,106,165
		児童福祉事業	8,132,412	455,253	1,756,147
		生活保護事業	2,491,679	106,161	409,519
		老人福祉事業	167,702	30,669	118,305
	小計		15,358,328	878,839	3,390,136
社会保険	民生費	国民健康保険事業	852,890	89,794	346,383
		後期高齢者医療保険事業	1,773,757	309,165	1,192,609
	小計		2,626,647	398,959	1,538,992
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	21,200	2,080	8,022
		予防事業	411,861	84,788	327,073
		医療体制充実事業	67,289	11,834	45,649
	小計		500,350	98,702	380,744
合計			18,485,325	1,376,500	5,309,872

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。